

第86回 資金管理業務諮問委員会

2019年9月20日

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

委員名簿

委員 井岡 智子 一般財団法人消費科学センター企画運営委員

委員 大石 美奈子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・

コンサルタント・相談員協会代表理事・副会長

委員 菅原 周一 文教大学大学院国際学研究科教授

委員 高岡 昌輝 京都大学大学院工学研究科教授

委員 細田 衛士 中部大学経営情報学部教授

慶應義塾大学名誉教授

委員 村上 進亮 東京大学大学院工学系研究科准教授

委員 山下 英俊 一橋大学大学院経済学研究科准教授

委員 山田 奨 公認会計士・税理士

(五十音順、敬称略)

1. 2019年度第1四半期の概況	《報告事項》 …… P3
2. 2019年度第1四半期の決算	《報告事項》 …… P5 (資料1をご参照)
3. 2019年度第1四半期の運用実績	《報告事項》 …… P12
4. 運用対象資産の構成割合に関するルールの策定	《諮問事項》 …… P16
5. 2019年度運用計画の変更	《諮問事項》 …… P23
6. 資金管理業務規程の変更	《諮問事項》 …… P25 (資料2、3をご参照)
7. リサイクル料金割引制度の開始時期について	《報告事項》 …… P29
8. ユーザー理解活動の取組状況	《報告事項》 …… 別冊

* 赤字は今回特にご審議いただきたい事項。

1. 2019年度第1四半期の概況

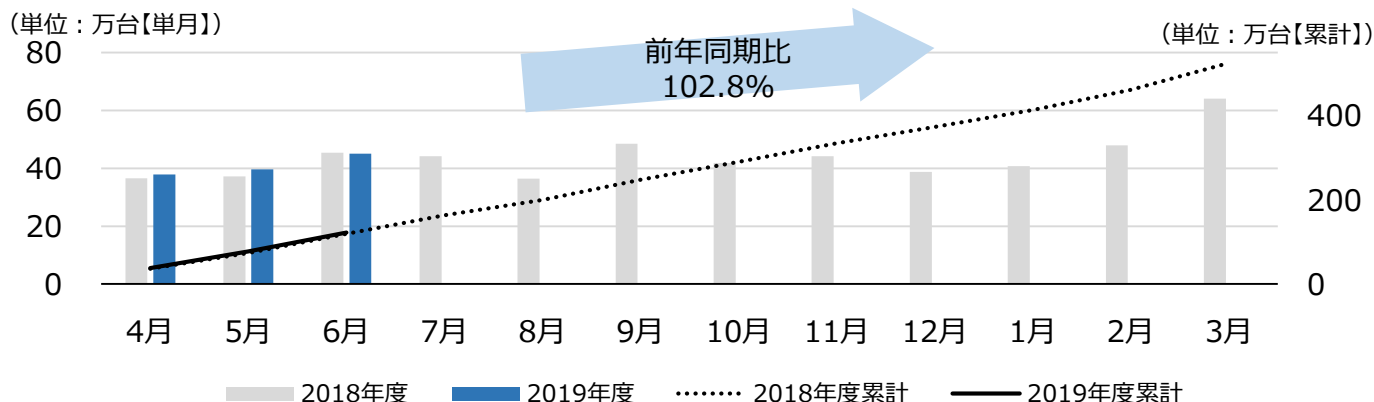
新車販売：新車販売台数は前年同期比102.8%。

金利動向：10年国債の利回りは0%～－0.15%のマイナス圏で推移。

(1) 預託・引取・輸出返還に係る台数の動向

①新車販売台数の対前年比増加

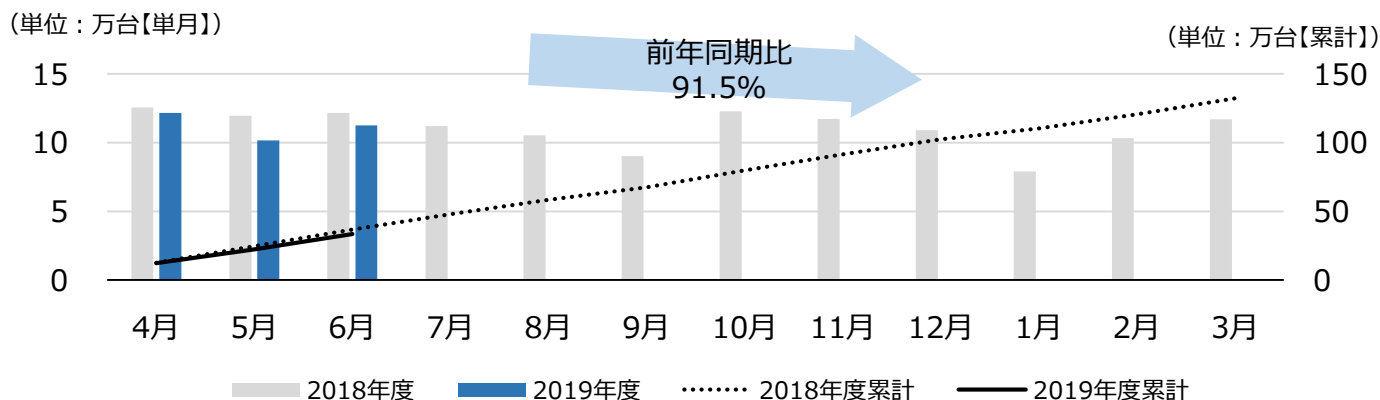
2019年度第1四半期（4月～6月）の新車販売台数は前年同期比で102.8%と増加となった。登録車は前年同期比で101.9%、軽自動車は104.4%といずれも堅調であった。



* 新車販売台数は一般社団法人日本自動車販売協会連合会及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会の公表データの集計値。

②中古車輸出台数の対前年比減少

アジア、アフリカへの中古車輸出台数の減少等の要因から、2019年度第1四半期（4月～6月）の中古車輸出台数は前年同期比で91.5%となった。



順位	2019年度第1Q			2018年度第1Q		
	地域	台数	前年同期比	地域	台数	
1	アジア	78,006	67.3%	アジア	115,837	
2	アフリカ	76,564	84.8%	アフリカ	90,242	
3	中南米	46,943	93.4%	中南米	50,274	
	輸出総台数	335,771	91.5%	輸出総台数	366,911	

* 出典：財務省貿易統計（20万円以下の少額貨物は含まない。）

③預託・引取・輸出返還に係る台数の実績

- (A) 新車販売台数が前年同期比で増加したことから、預託台数は前年同期を上回った。
 (B) 新車販売台数は増加したものの、使用済自動車の引取台数は前年度を下回った。
 (C) 財務省貿易統計では輸出台数は減少したものの、輸出返還台数は前年度を上回った。

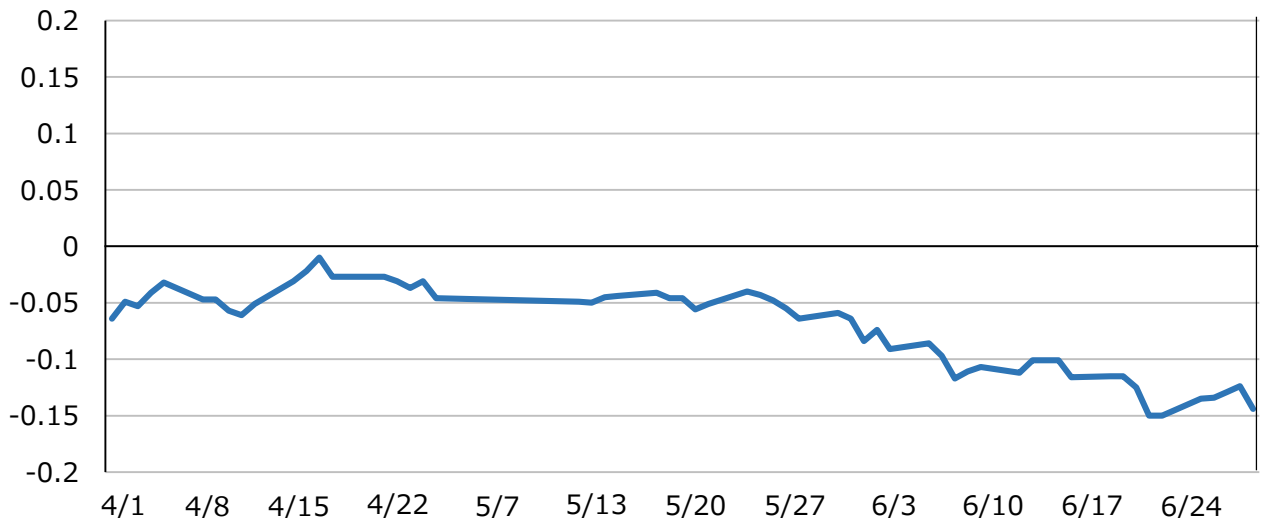
		2019年度 第1Q	
		台数	前年同期比
	新車時預託	1,233千台	102.8%
	引取時預託	11千台	73.4%
	(A) 預託合計	1,244千台	102.5%
	(B) 引取	876千台	99.4%
	(C) 輸出返還	397千台	113.6%

(2) 金利の動向

2019年度第1四半期は、米中貿易摩擦に加えて、欧州中央銀行（ECB）による追加的な金融緩和の示唆、米連邦準備制度理事会（FRB）による利下げの観測が出たこと等の影響により、10年国債の利回りはマイナスで推移した。これにより、計画に比べて年限10年の債券を購入することができなかったため、代わりに年限11年～14年の債券を購入した。（債券取得の際は、元本確保を前提とする運用の基本方針に則り、マイナス金利の債券は取得しない。）

10年国債の利回り推移

(単位：%)



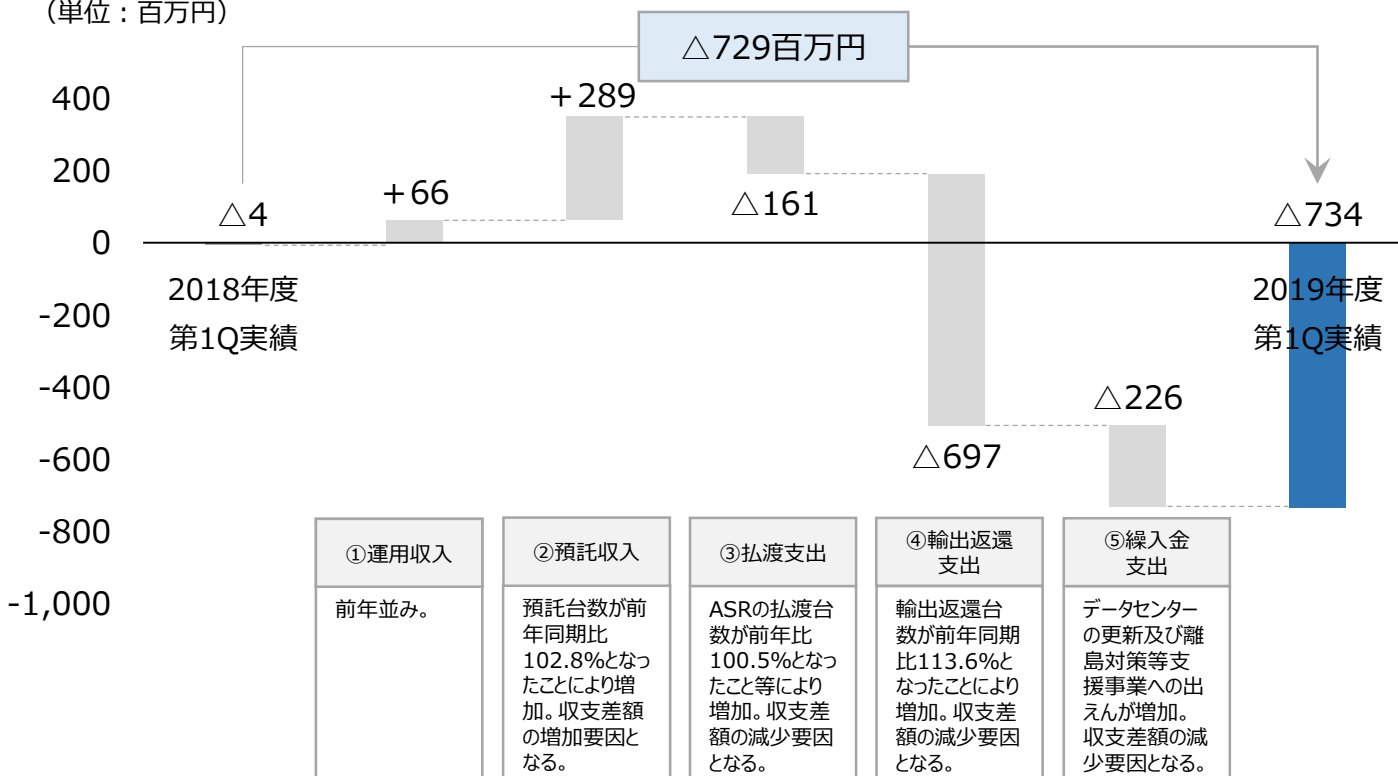
* 出典：株式会社QUICK

2. 2019年度第1四半期の決算 (1) 再資源化預託金等の管理に関する会計

事業活動収支差額は前年同期比で729百万円減少し、734百万円の赤字。預託金の残高も減少。

事業活動収支差額の増減要因

(単位：百万円)

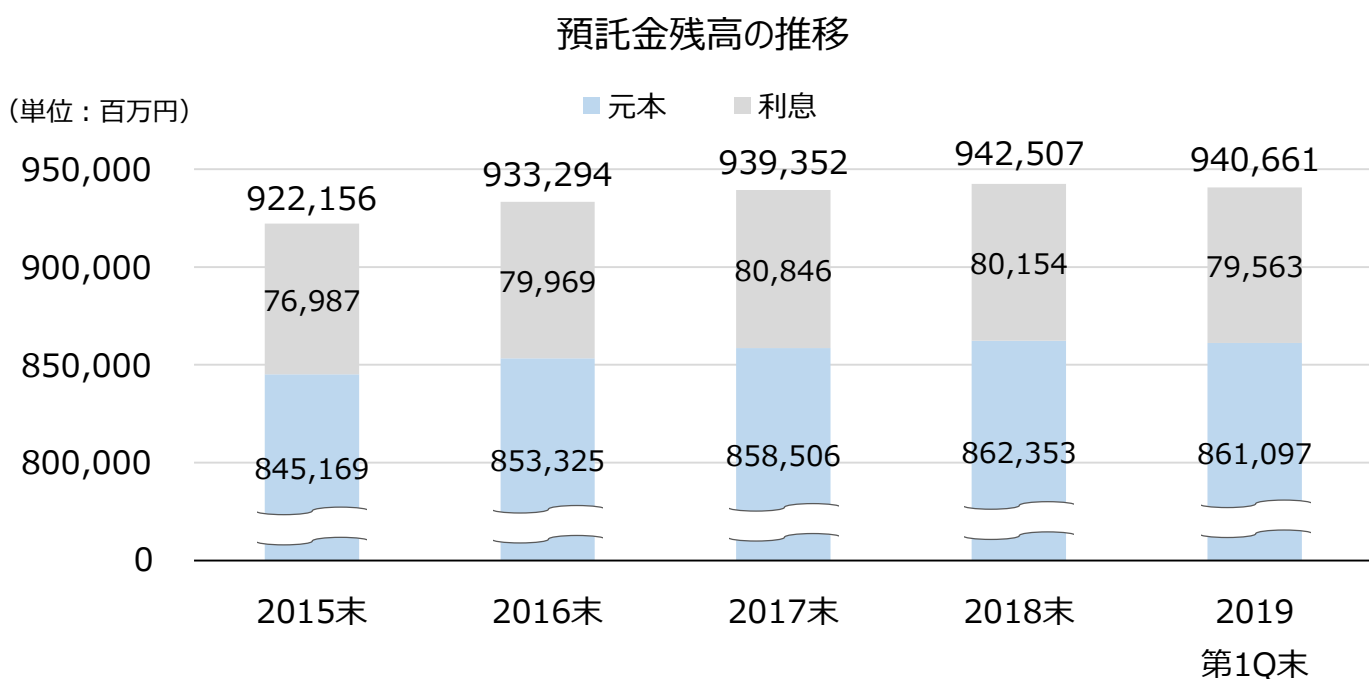
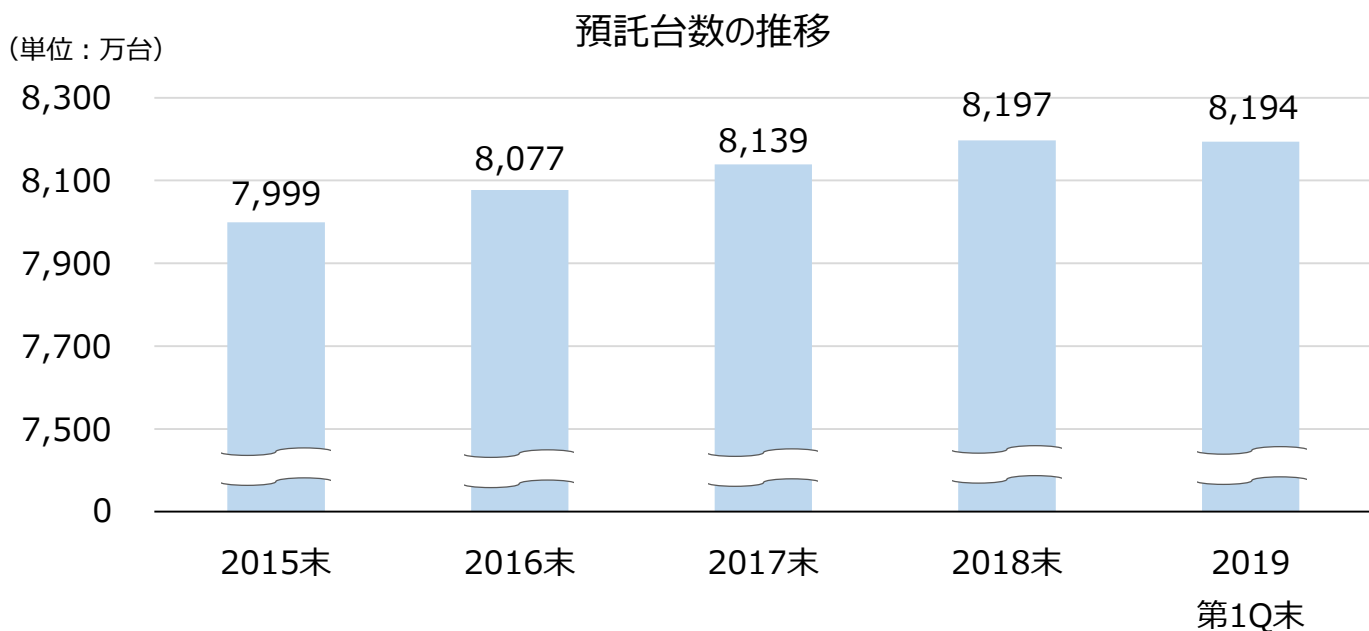


2019年度第1四半期 収支計算書【事業活動収支】

(単位：百万円)

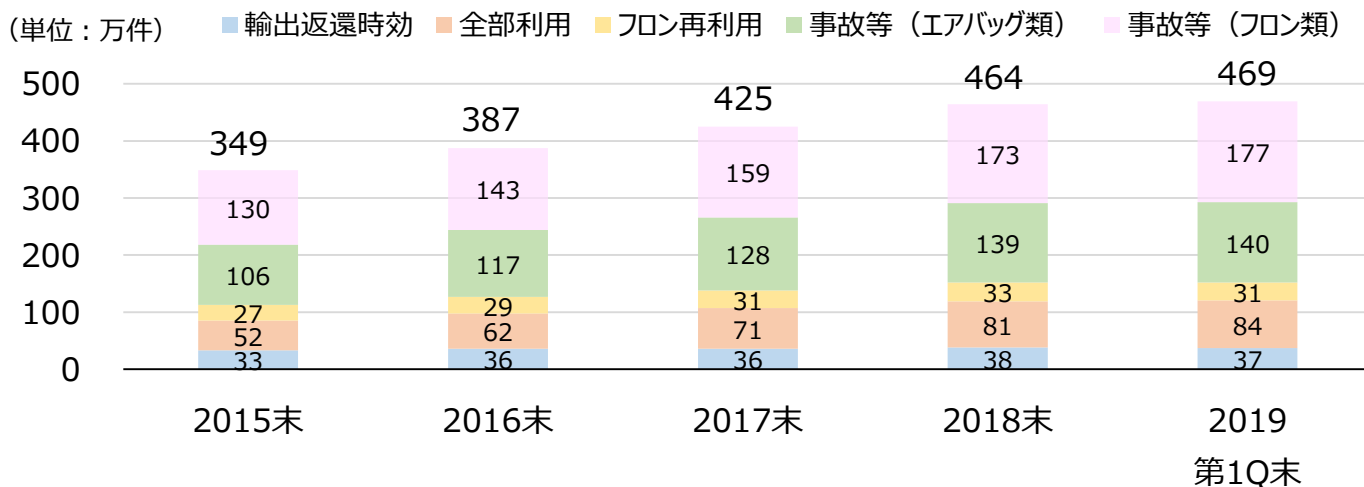
		当年度第1四半期	前年度第1四半期	差異	
収入	特定資産運用収入	2,388	2,322	66	①
	預託金預り収入	12,591	12,302	289	②
	合計	14,979	14,624	355	
支出	預託金払渡支出	10,293	10,132	161	③
	預託金輸出返還支出	5,078	4,381	697	④
	他会計への繰入金支出	341	116	226	⑤
	合計	15,713	14,629	1,084	
事業活動収支差額		△ 734	△ 4	△ 729	

第1Q末時点での預託台数は8,194万台、預託金の残高は9,407億円。



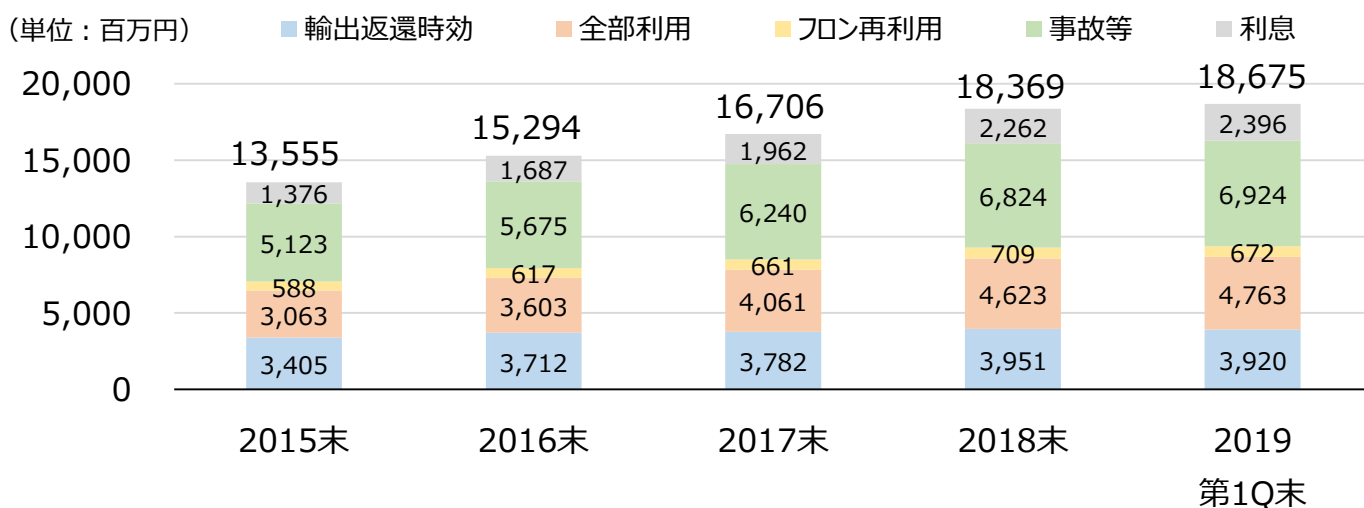
第1Q末時点での特預金の残高は187億円。

特預金件数の推移



* 特預金残高を構成する件数。出えん等の件数は差し引かれているため、累計の件数ではない。

特預金残高の推移



【元本の発生事由】

- 輸出返還時効 …… 預託済み自動車が中古車として輸出された後、2年間返還請求がなかった場合の再資源化預託金等
- 全部利用 …… 解体自動車が非認定全部利用者へ引き渡された場合の再資源化等預託金
- フロン再利用 …… フロン類が再利用された場合の再資源化等預託金
- 事故等 …… 事故等で使用済みとなり処理不要となったエアバッグ類・フロン類の再資源化等預託金

(2) 承認・認可済特定再資源化預託金等の管理に関する会計

第1Qにおける特預金の出えん額として341百万円を計上。当年度における特預金の出えん総額は501百万円となる見込み（前年比194%）。

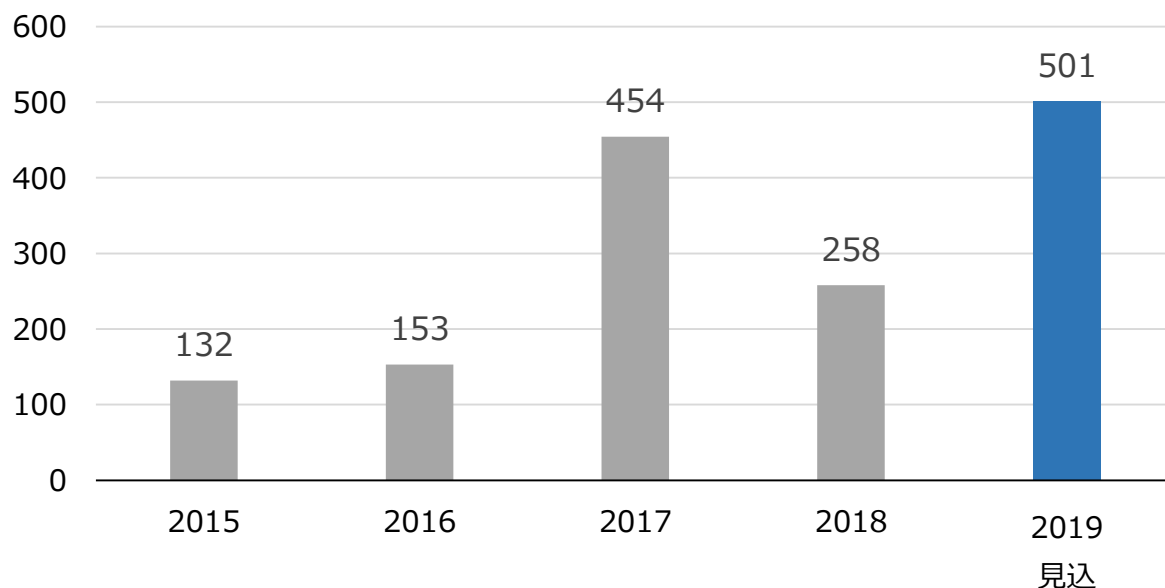
特預金の出えん実績

(単位：百万円)

	使途	2019年度	2018年度
第1Q (実績)	離島対策等支援事業 大規模災害への対応 データセンターの更新	166 10 165	98 － 18
第2Q (見込み)	－	－	－
第3Q (見込み)	－	－	－
第4Q (見込み)	大規模災害への対応 データセンターの更新 理解活動の取組	17 － 142	13 121 9
合計	－	501	258

特預金の出えん額の推移

(単位：百万円)

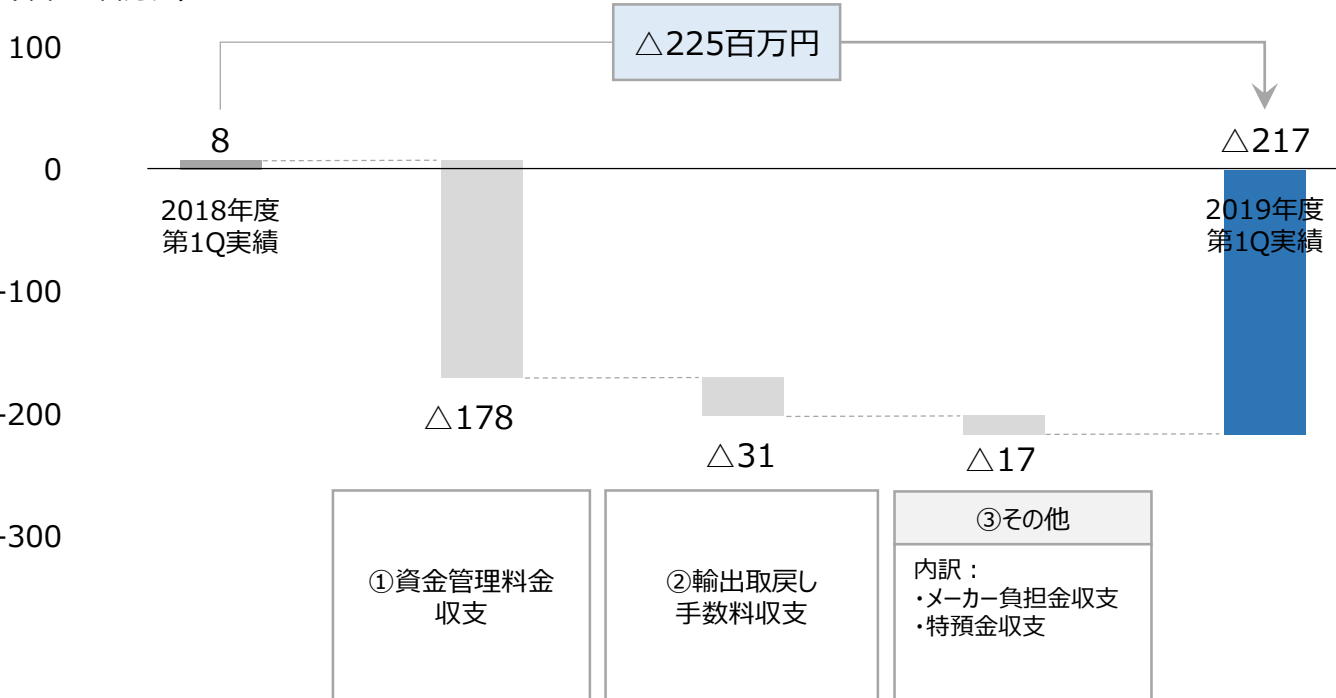


(3) 資金管理業務に関する事業会計

会計全体の第1Qの当期収支差額は△217百万円、前年同期に比して大幅に減少。繰越金の残高は31億円。

当期収支差額の増減要因

(単位：百万円)



2019年度第1四半期 財源別収支計算書

(単位：百万円)

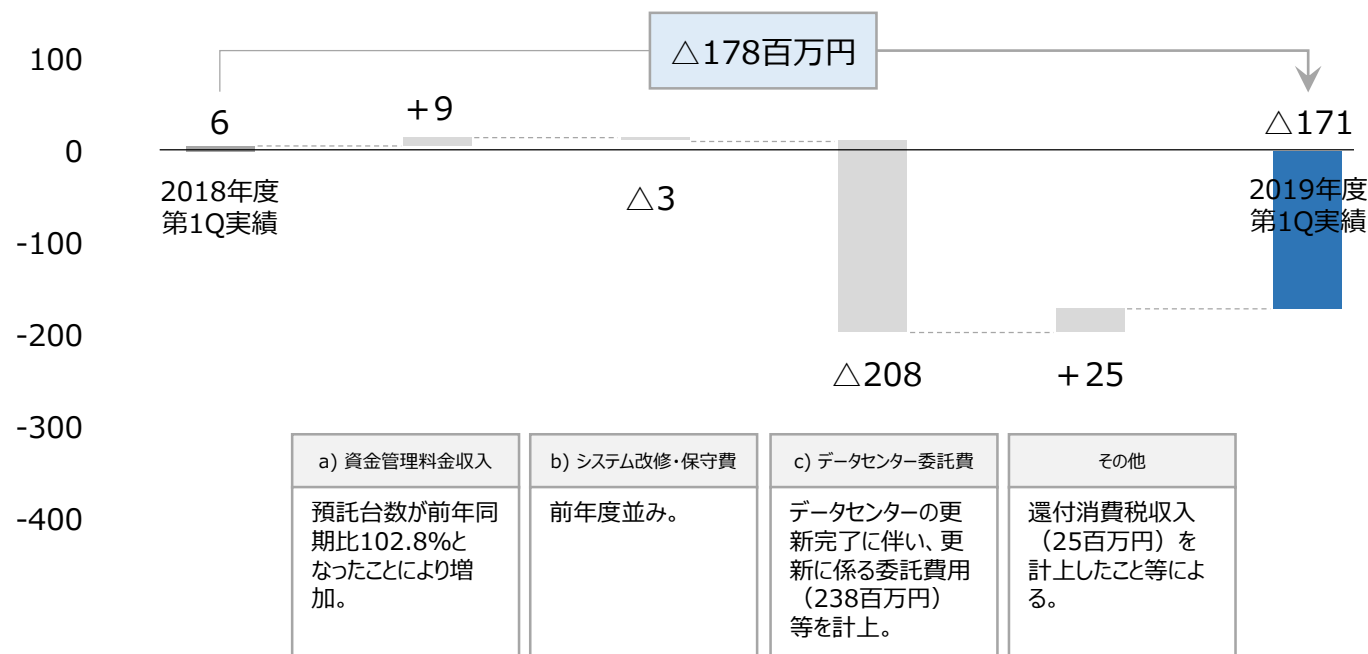
			当年度第1四半期	前年度第1四半期	差異	
資金管理料金収支	収入		387	359	28	
	支出		559	353	206	
	当期収支差額		△ 171	6	△ 178	①
輸出取戻し手数料収支	収入		110	119	△ 8	
	支出		130	108	22	
	当期収支差額		△ 20	11	△ 31	②
その他 ・メーカー負担金収支 ・特預金収支	収入		312	106	206	
	支出		338	115	223	
	当期収支差額		△ 25	△ 9	△ 17	③
合計	収入		810	583	226	
	支出		1,026	575	451	
	当期収支差額		△ 217	8	△ 225	
前期からの繰越金			3,288	3,520	△ 232	
次期への繰越金			3,071	3,528	△ 457	

第1Qの当期収支差額は△171百万円。本年5月に完了したデータセンターの更新に係る費用（238百万円）を計上したことにより、大幅に減少。

① 資金管理料金収支

(単位：百万円)

当期収支差額の増減要因



2019年度第1四半期 収支計算書【資金管理料金収支】

(単位：百万円)

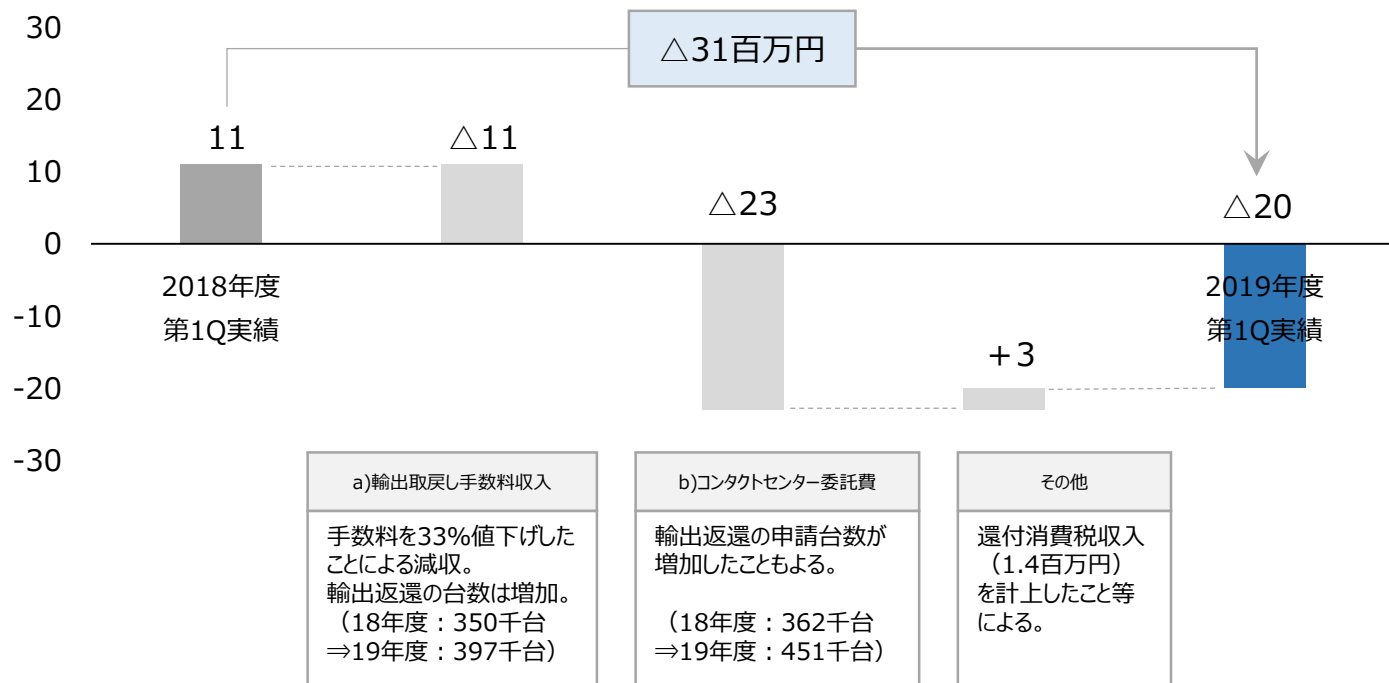
		当年度第1四半期	前年度第1四半期	差異	
収入	資金管理料金収入	362	354	9	a
	その他	25	5	20	
	合計	387	359	28	
支出	リサイクル料金収受に係る委託手数料	108	105	2	b c
	登録情報取得費	61	63	△ 2	
	リサイクルシステム改修・保守費	95	98	△ 3	
	データセンター（DC）委託費	279	71	208	
	コンタクトセンター（CC）委託費	6	6	△ 0	
	監査費用	1	3	△ 1	
	その他	9	7	2	
	合計	559	353	206	
当期収支差額		△ 171	6	△ 178	
前期からの繰越金		2,672	2,961	△ 289	
次期への繰越金		2,500	2,967	△ 467	

第1Qの当期収支差額は△20百万円。本年4月に輸出取戻し手数料の額を値下げしたこと等により、前年同期に比して31百万円減少。

②輸出取戻し手数料収支

(単位：百万円)

当期収支差額の増減要因



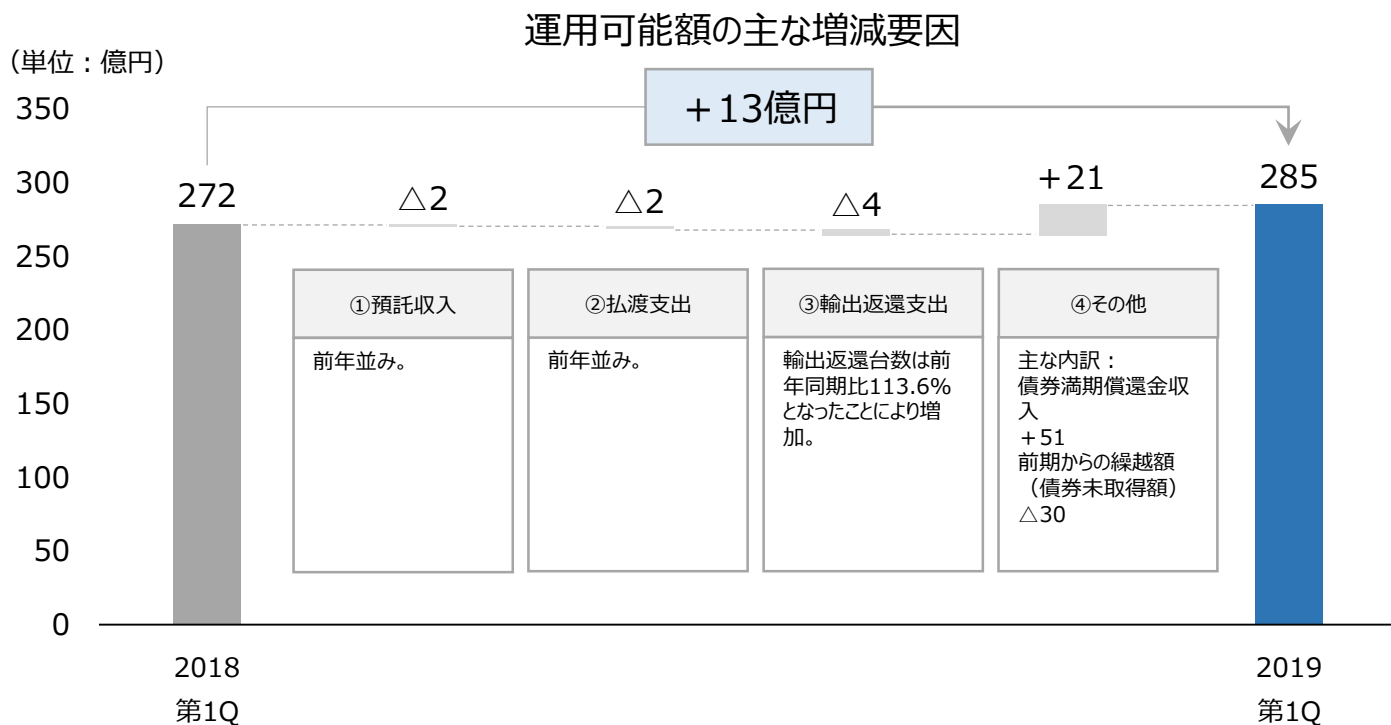
2019年度第1四半期 収支計算書【輸出取戻し手数料収支】

(単位：百万円)

		当年度第1四半期	前年度第1四半期	差異	
収入	輸出取戻し手数料収入	109	120	△ 11	a
	その他（消費税額）	1	△ 1	△ 3	
	合計	110	119	△ 8	
支出	コンタクトセンター（CC）委託費	122	99	23	b
	申請書類集荷委託費	1	1	△ 0	
	登録情報取得費	5	5	△ 0	
	ネットワーク費	0	1	△ 1	
	その他	1	1	0	
	合計	130	108	22	
当期収支差額		△ 20	11	△ 31	
前期からの繰越金		616	559	57	
次期への繰越金		596	570	27	

3. 2019年度第1四半期運用実績 (1) 運用可能額

第1Qの運用可能額は285億円となった。前年同期比では13億円の増加。



2019年度第1四半期運用可能額

(単位：億円)

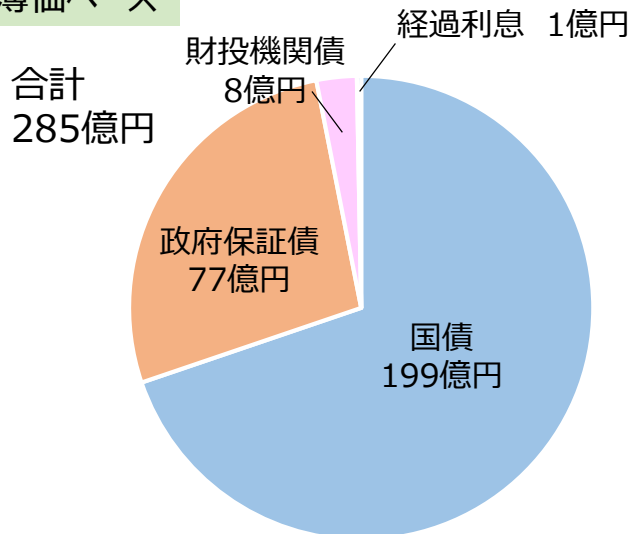
		当年度第1四半期	前年度第1四半期	差異	
収入	特定資産運用収入	22	22	0	④
	債券満期償還金収入	263	212	51	④
	預託金預り収入	153	155	△2	①
	合計	438	388	50	
支出	預託金払渡支出	103	101	2	②
	預託金輸出返還支出	47	43	4	③
	他会計への繰入金支出	3	1	2	④
	合計	153	146	7	
収支差額 (A)		285	242	43	
前期からの繰越額 : 債券未取得 (B)		1	30	△30	④
次期への繰越額 : 債券未取得額 (C)		0	0	△0	④
当期運用可能額 (A) + (B) - (C)		285	272	13	

(2) 債券運用実績及び成果

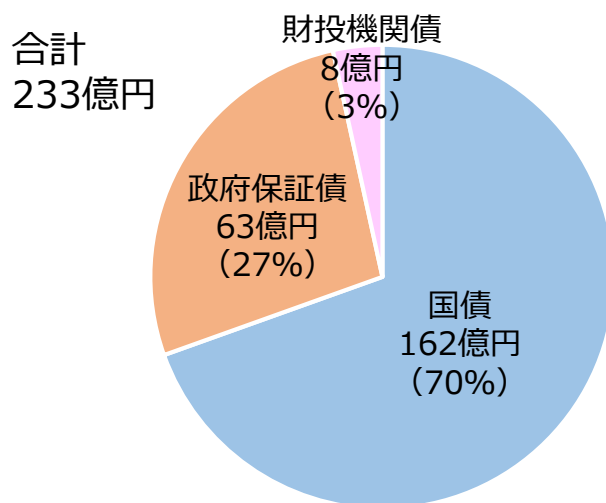
第1Qは年限5、10～14年の債券を額面233億円購入。実績最終利回りは0.01%となり、評価指標利回り△0.03%を上回る結果となった。

債券運用実績

簿価ベース

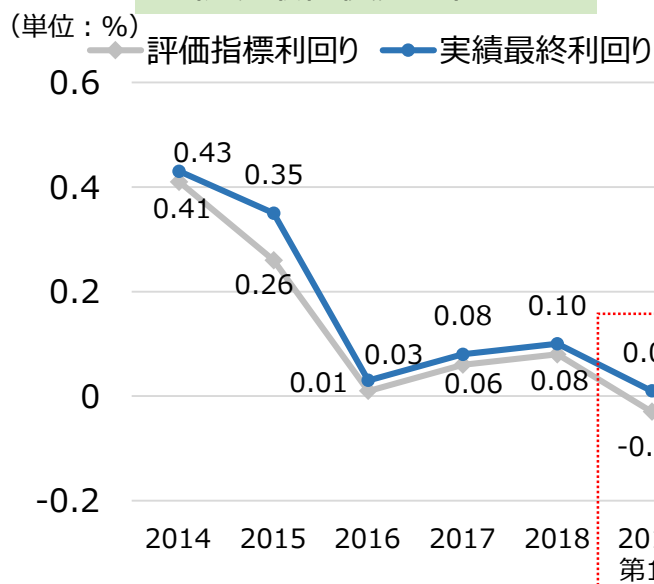


額面ベース

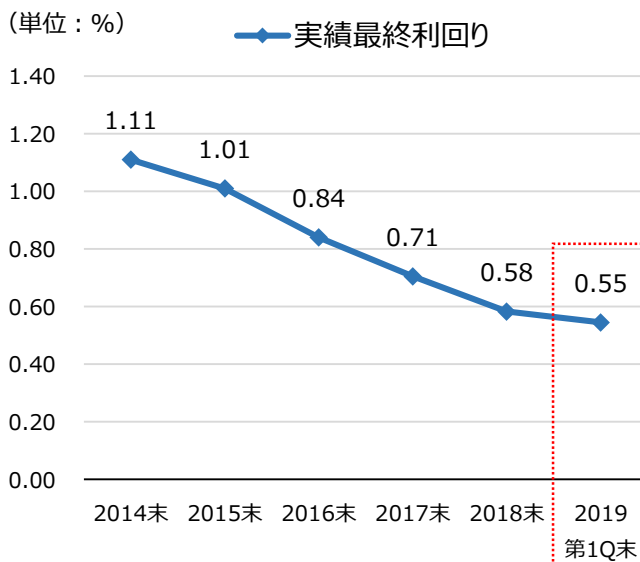


債券運用成果

新規取得債券の利回り



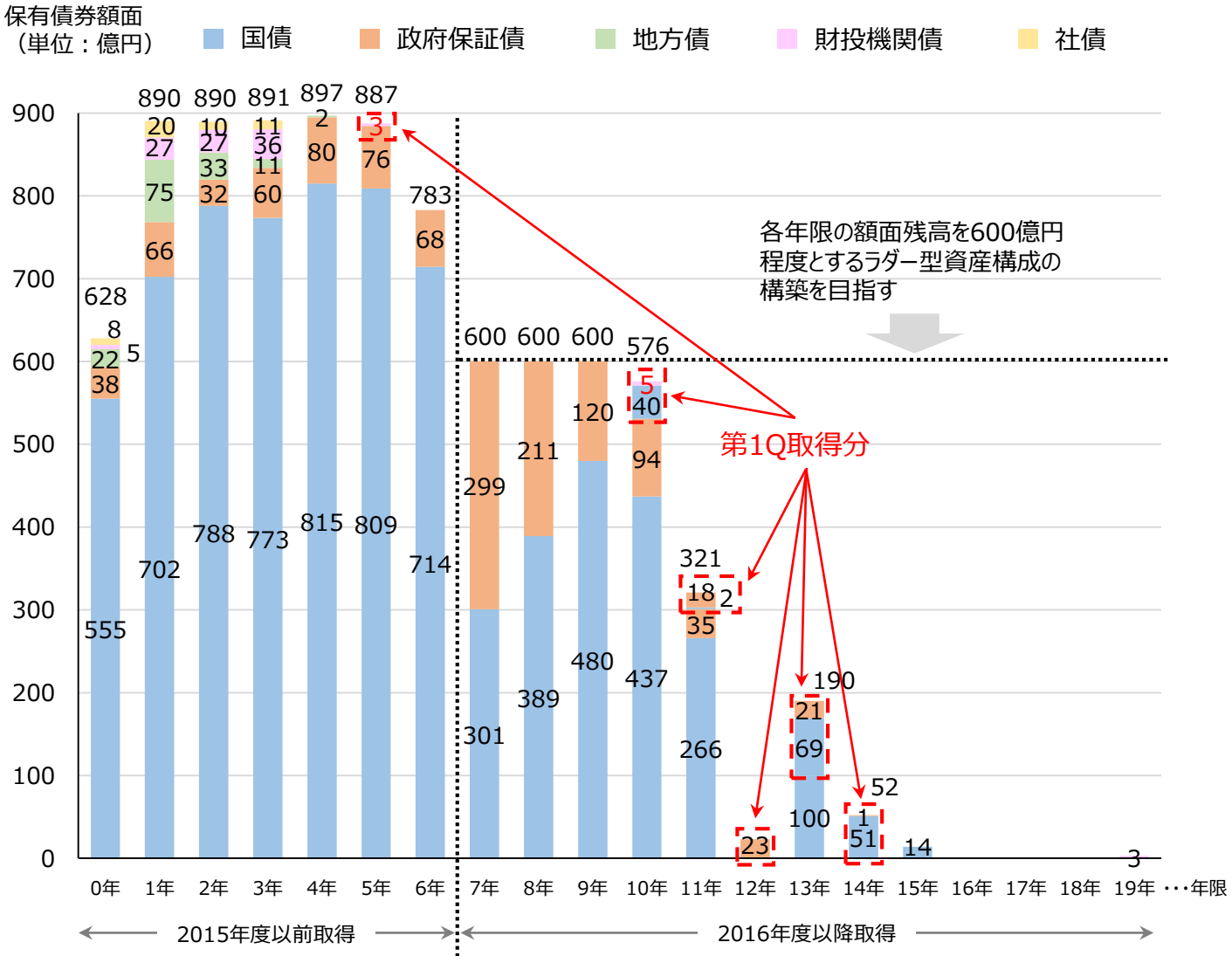
参考：資産全体の利回り



■「評価指標利回り」とは債券を取得した年限の日々の市場における利付国債の最終利回り（単利）を、年限ごとの債券の取得比率実績により加重平均したものである。

(3) ラダー型資産構成

年限7年以降において、額面残高は600億円を超えておらず、政府保証債の額面残高は300億円を超えていない。また、新規に取得した地方債及び財投機関債の額面はいずれも15億円を超えていない。したがって、評価基準どおり。



<評価基準>

- ① 年限7年以降において、各年限における額面残高が600億円を超えていないこと。
- ② 年限7年以降において、各年限における政府保証債の額面残高が、300億円を超えていないこと。
- ③ 地方債及び財投機関債の新規取得額面が、それぞれ15億円を超えていないこと。

4. 運用対象資産の構成割合に関するルールの方針

2018年度下半期から取得を再開した地方債及び財投機関債について、2018年度及び2019年度は取得上限を暫定的に単年度限りで定めてきたが、今後継続的に取得していくことを見据えて、地方債及び財投機関債を含むすべての運用対象資産について、資産構成割合に関するルールを策定する。

(1) 地方債及び財投機関債の取得上限に関するこれまでの経緯

2018年度は、下半期に取得の可能が見込まれる地方債及び財投機関債（かつ、グリーンボンドまたはソーシャルボンド）の金額を考慮して、取得金額の上限を各3億円と定めた。

《2018年度》

債券種別	計画	実績		
	金額	金額	ESG種別	発行体
地方債	3億円	2億円	グリーンボンド	東京都
財投機関債	3億円	3億円	ソーシャルボンド	国際協力機構（JICA）
合計	6億円	5億円	—	—

2019年度は、①当該年度に取得の可能が見込まれる地方債及び財投機関債（かつ、グリーンボンド、ソーシャルボンドまたはサステナビリティボンド）の金額、②当該年度に償還が予定される地方債、財投機関債及び社債の合計金額（86億円）を勘案して、取得金額の上限を各15億円と定めた。

《2019年度》

債券種別	計画	実績（～第1Q）		
	金額	金額	ESG種別	発行体
地方債	15億円	—	—	—
財投機関債	15億円	3億円	サステナビリティボンド	鉄道・運輸機構（JRTT）
		5億円	ソーシャルボンド	国際協力機構（JICA）
合計	30億円	8億円	—	—

今後、継続的に地方債及び財投機関債を取得していくことを見据えて、地方債及び財投機関債を含むすべての運用対象資産について、資産構成割合に関するルールを策定する必要がある。

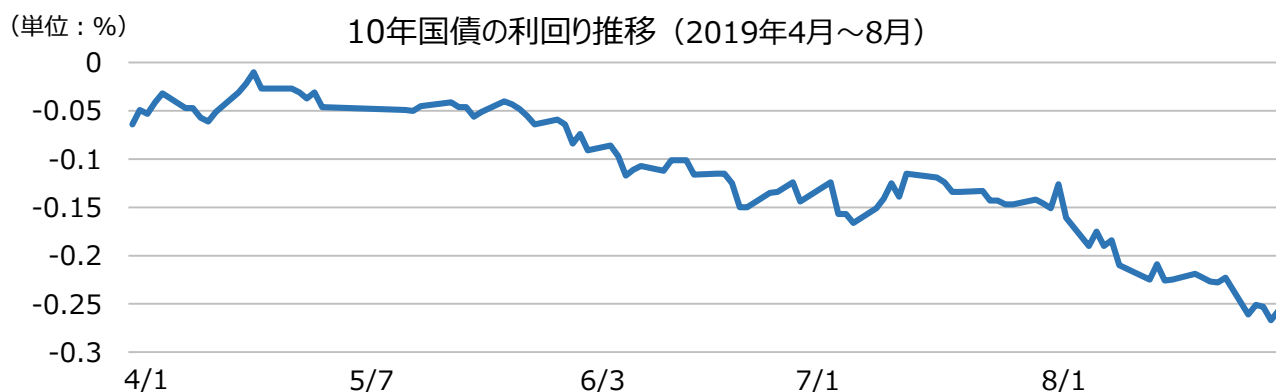
(2) 今後の地方債の取得上限に関するルール

① 金利の動向

2019年度第2四半期に入っても、米中貿易摩擦の激化、米連邦準備制度理事会（FRB）による約10年半ぶりの利下げなどにより、10年国債の利回りはマイナス圏で低下傾向にある。今後、金利に影響を及ぼす可能性がある要因として以下が考えられるが、利回りがマイナスとなる年限が長期化すれば、国債を中心に債券を取得することが困難となる。

- ・ 米中貿易摩擦の激化
- ・ 日本銀行による追加的な金融緩和
- ・ 米連邦準備制度理事会（FRB）による追加的な利下げ
- ・ 欧州中央銀行（ECB）による追加的な金融緩和
- ・ 英政府によるEUからの合意なき離脱（Brexit）
- ・ 日本における消費税率の引上げ

また、2019年8月14日、米国債市場で10年物国債の利回りが2年債利回りを約12年ぶりに下回った。長短金利の逆転（逆イールド）と呼ばれる珍しい現象で、景気後退のサインとされる。もし世界的に景気が後退すれば、安全資産とされる日本国債の利回りは低下し、さらに資金運用が困難となる。



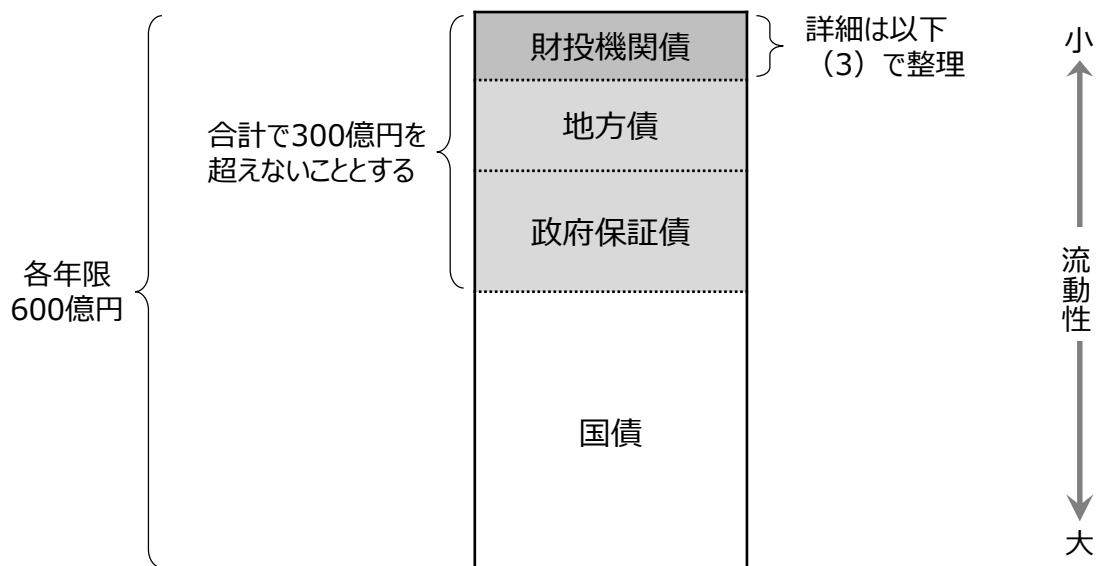
* 出典：株式会社QUICK

② 地方債に関する取得制限の解除

2018年6月開催の第81回及び2018年9月開催の第82回資金管理業務諮問委員会における審議内容に基づき、現在、地方債については、グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド等のESG投資に資する債券に限って取得することとしている。しかし、前ページで見たとおり、金利が一段と低下しているため、国債及び政府保証債を中心とした運用ではラダー型資産構成の構築が困難となることが見込まれる。そこで、地方債については、ESG投資に資する債券に限らず、全面的に取得対象とすることとしたい。

なお、「総務省によると、民間企業と異なり、地方公共団体は現行法制上、破産することはないこと」、「過去、デフォルト（債務不履行）となった地方債はないこと」から、地方債の取得額を増加したとしても、クレジットリスク（債務者が財務状態の悪化などによりデフォルトとなるリスク）は増加しないと考える。

政府保証債、地方債、財投機関債は国債と比べて流動性が劣る（仮に債券を売却しなければならなくなった場合に、現金化のし易さが劣る）ため、各年限600億円において、政府保証債、地方債、財投機関債の合計金額は300億円を超えないこととする。地方債の取得上限に関するルールについては、各年限において政府保証債と財投機関債を合わせて300億円を超えないこととする。



(3) 今後の財投機関債の取得上限に関するルール

財投機関債は地方債に比べて流動性が劣るうえ、財投機関債にはクレジットリスク（債務者が財務状態の悪化などによりデフォルトとなるリスク）がある。そのため、現行の「再資源化預託金等の運用の基本方針」では、信用格付業者（*1）のうち1社以上から、最上位より2番目以上の格付を付与された財投機関債のみを取得することとしている。また、すべての信用格付業者による格付が最上位より3番目未満になった場合には、原則として売却することとしている。

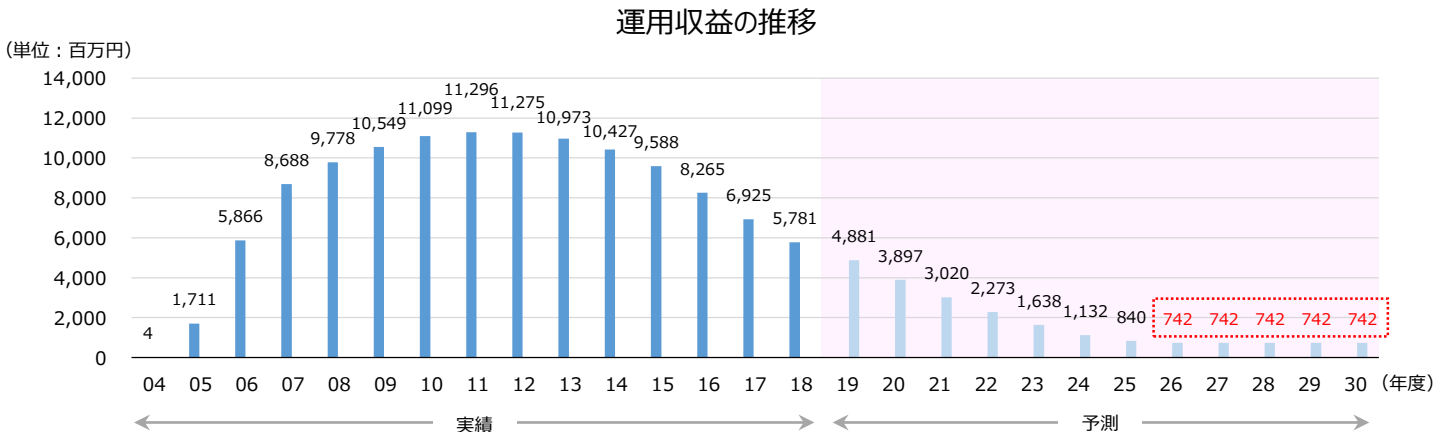
売却しなければならない場合においても、当該年度の運用収益のみで売却損を賄うことができる範囲内で財投機関債を保有することとする。最近の金利状況と新規債券取得の利回りを前提として、今後の運用収益を予測したところ、以下のグラフのとおり、運用収益については742百万円で底を打ち、低位で安定推移すると見込まれる。

以上より、運用収益742百万円で売却損を賄うことができる範囲内で財投機関債を保有することとする。財投機関債の保有上限額を計算すると、以下のとおりとなる。

（*1）信用格付業者とは、金融商品取引法第2条第36項及び第66条の27に基づき、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

【運用収益の推移に関する算出の前提】

2018年度（通年）及び2019年度第1Qで取得した債券の平均利回りで、今後も新規に債券を取得すると仮定。

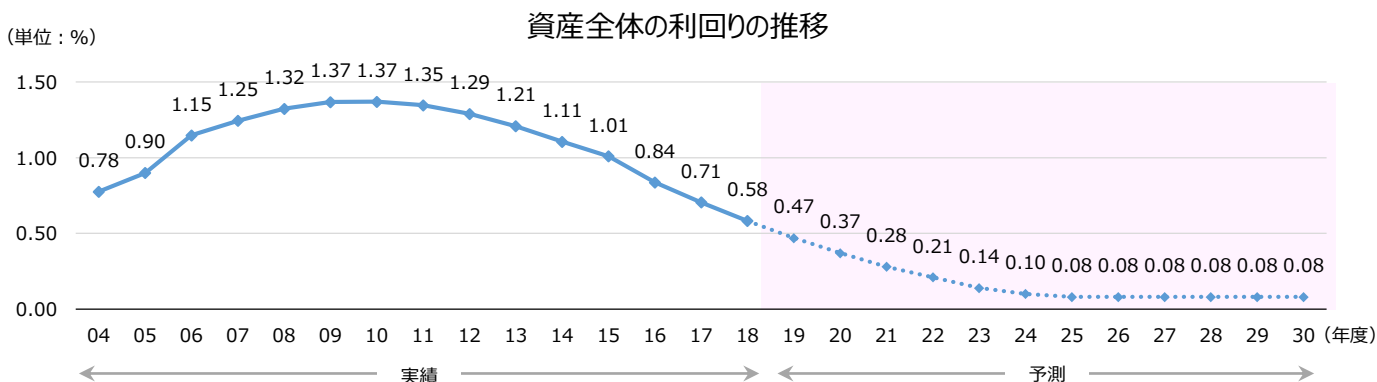


単年度の運用収益742百万円（*2）で売却損を賄える財投機関債の保有上限額（額面ベース）は、**ポートフォリオ全体のうち3%を超えない金額。**

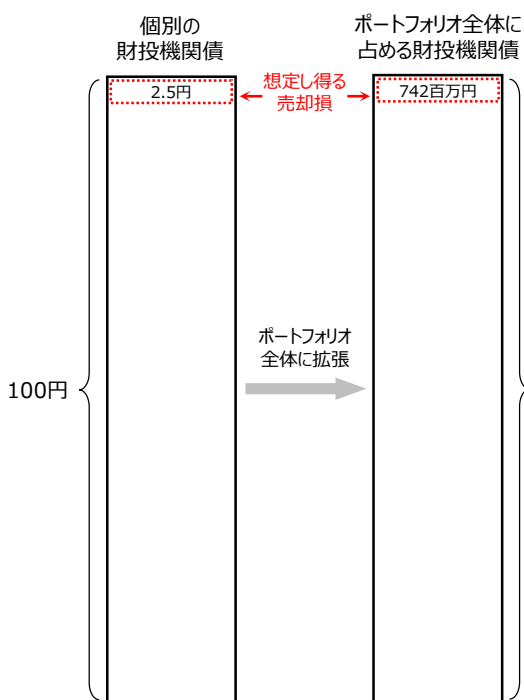
（*2）運用収益742百万円は、次ページの算定根拠①「資産全体の利回りの推移」における0.08%を基に算出。

算定根拠①

2018年度（通年）及び2019年度第1Qで取得した債券の平均利回りで、今後も新規に債券を取得するとの仮定に基づき、資産全体の利回りの推移を算出。前ページのグラフ「運用収益の推移」は、以下のグラフ「資産全体の利回りの推移」を前提として算出。



算定根拠②



仮に保有する財投機関債の格付がAAからBBBまで下がり、額面100円を下回った97.5円（＊3）で売却しなければならなくなったとする。この場合、2.5円の売却損が発生するが、2.5円の売却損が発生したとしても、運用収益742百万円で賄える財投機関債の保有額を計算すると、

$$742\text{百万円} \times 40\text{倍}（＊4） = 29,680\text{百万円}$$

これを基に、将来推計したポートフォリオ全体の残高927,895百万円に占める割合を計算すると、

$$29,680\text{百万円} \div 927,895\text{百万円} \div 3\%$$

以上より、財投機関債の保有上限額（額面ベース）は、**ポートフォリオ全体のうち3%を超えない金額**とする。

（＊3）97.5円の算出根拠

過去において、デフォルトした財投機関債はなく、格付がBBBまで下がった財投機関債もないが、仮に保有する財投機関債の格付がAAからBBBまで下がったと仮定する。過去20年の社債（年限5年）の実績に基づき、格付がAAからBBBまで下がった場合の価格下落幅を計算すると、2.5円相当の下落と想定される。

（＊4）額面100円 ÷ 売却損2.5円 = 40倍 となる。この40倍に基づき、売却損を742百万円としたときに、どれくらい財投機関債を保有できるかを計算する。

(4) 15年ラダーの完成イメージ

前ページまでで整理した「(2) 今後の地方債の取得上限に関するルール」及び「(3) 今後の財投機関債の取得上限に関するルール」を踏まえたうえで、15年ラダーの完成に向けて、今後、以下のとおり新規に債券を取得していく。

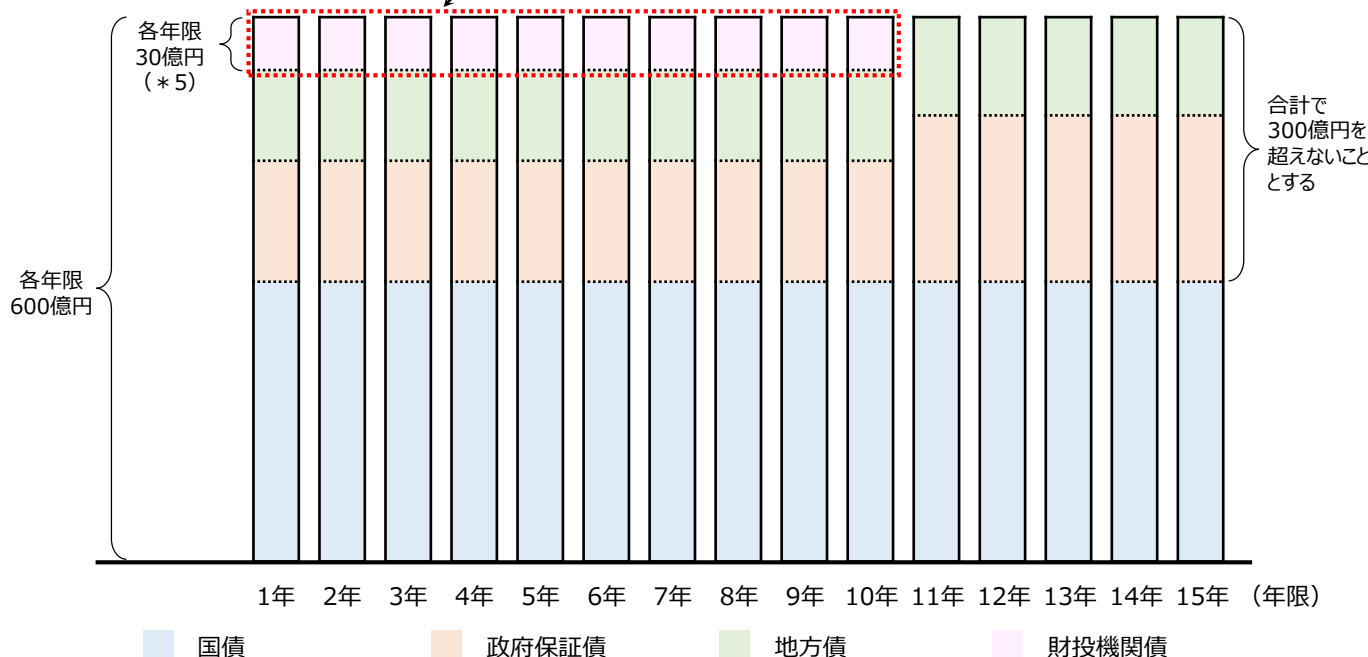
- 新規に取得する債券は、国債、政府保証債、地方債、財投機関債とする。
ただし、クレジットリスクがある財投機関債については、期間リスクを抑えるため、新規に取得する年限は10年までとする。また、財投機関債の額を合計した保有上限額は、ポートフォリオ全体のうち3%を超えないこととする。
- 政府保証債、地方債、財投機関債は国債と比べて流動性が劣ることに加えて、財投機関債にはクレジットリスクがあるため、政府保証債、地方債、財投機関債を合計して300億円を超えないこととする。なお、年限11年以上においては、政府保証債と地方債を合計して300億円を超えないこととする。

なお、当面の間、新規に取得する財投機関債は、グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド等のESG投資に資する債券に限る。

世界経済や金融情勢は目まぐるしく変化するため、外部環境に即して柔軟に資金運用を行う必要がある。今後、外部環境の変化があり、本財団の資金運用の方法等を変更する場合は、改めて資金管理業務諮問委員会に諮問する。

15年ラダーの完成イメージ

財投機関債の額を合計した保有上限額は、ポートフォリオ全体のうち3%を超えないこととする



(*5) 「各年限30億円」は具体例。例えば、ポートフォリオ全体の3%が300億円である場合、均等配分となるように、各年限30億円を目安とする。

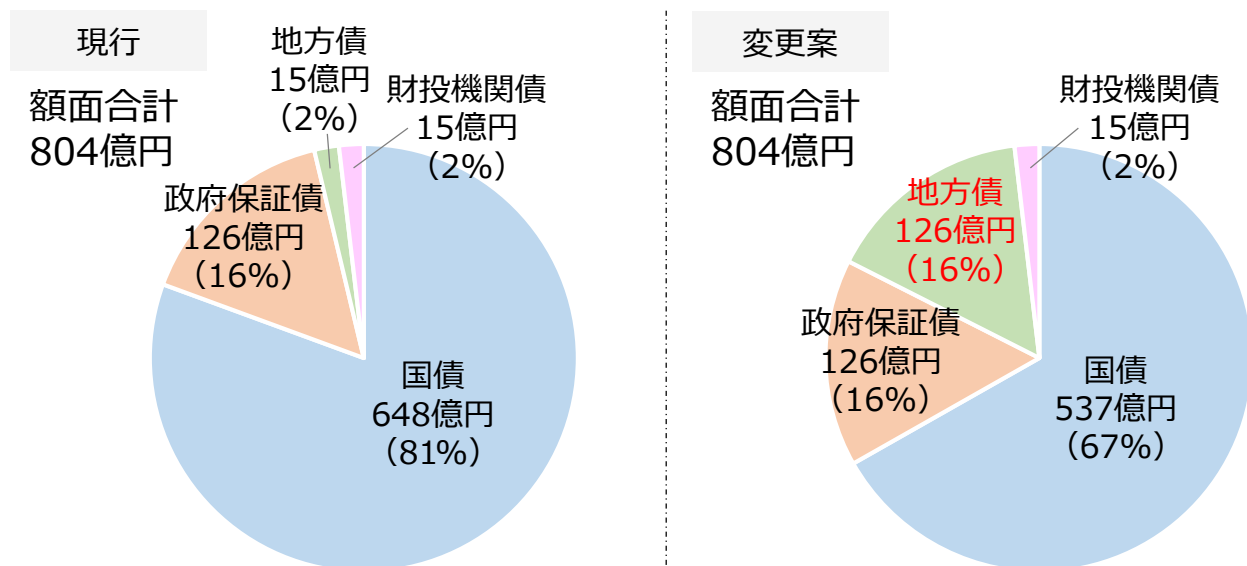
5. 2019年度運用計画の変更

新たに策定した運用対象資産の構成割合に関するルールに基づき、2019年度の運用計画を変更し、15年ラダーの完成に向けて新規に債券を取得していく。

(1) 資産構成計画

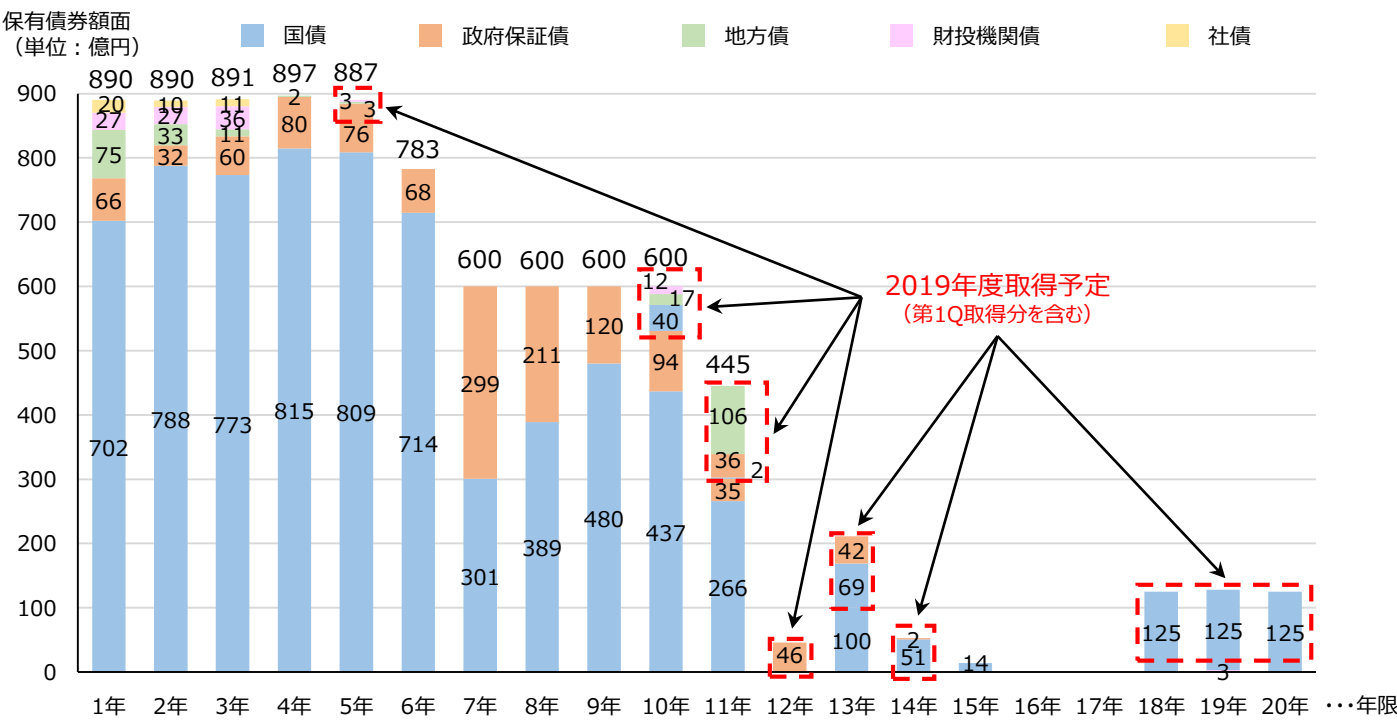
現行	変更案
＜残存年限別の保有残高＞ ・運用の基本方針に基づき、自動車の平均使用年数（15年）等を考慮した額面残高600億円程度のラダー型運用を行う。 （新設）	＜残存年限別の保有残高＞ （変更なし） ・財投機関債の額を合計した保有上限額は、ポートフォリオ全体のうち3%を超えないものとする。
＜新規取得債券の種別構成＞ ①新規に取得する債券種別は、「国債」「政府保証債」「地方債」「財投機関債」とする。 ②万が一の場合の流動性を考慮し、各年限における国債以外の種別の債券が300億円を超えないものとする（各年限の額面残高600億円のうち国債の額面残高300億円を確保する）。 ③2019年度における地方債及び財投機関債の取得上限額はそれぞれ15億円とし、グリーンbond及びソーシャルbondを対象とする。	＜新規取得債券の種別構成＞ ①新規に取得する債券種別は、「国債」「政府保証債」「地方債」「財投機関債」とする。ただし、クレジットリスクがある財投機関債については、期間リスクを抑えるため、新規に取得する年限は10年までとする。 （変更なし） ③2019年度における財投機関債の取得上限額は15億円とし、ESG投資に資する債券を対象とする。

(2) 債券取得計画



2019年度のラダー型資産構成の見通しは、以下のグラフのとおり。

(3) ラダー型資産構成の見通し



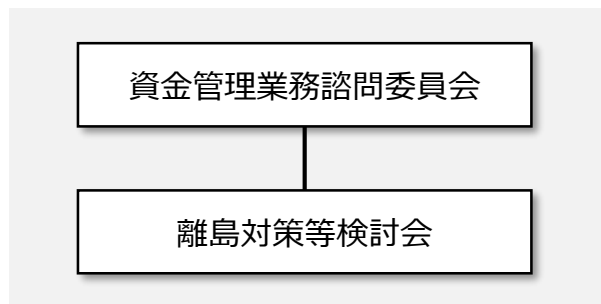
(4) 運用の評価

現行	変更案
<資産構成の評価> ①年限7年以降において、各年限における額面残高が600億円を超えていないこと。 ②年限7年以降において、各年限における国債以外の種別の債券が300億円を超えていないこと。 (新設) (新設) ③地方債及び財投機関債の新規取得額面が、それぞれ15億円を超えていないこと。	<資産構成の評価> (変更なし) (変更なし) ③新規に取得した財投機関債の年限が10年を超えていないこと。 ④財投機関債の額を合計した保有上限額が、ポートフォリオ全体のうち3%を超えていないこと。 ⑤財投機関債の新規取得額面が15億円を超えていないこと。
<運用成果の評価> ・四半期及び年度において、各期間中に取得した債券と市場における利付国債の最終利回り(単利)を比較し、妥当な範囲であること。	<運用成果の評価> (変更なし)

6. 資金管理業務規程の変更

2019年5月開催の資金管理業務諮問委員会における議論を踏まえ、離島対策等検討会の名称を変更した上で、同検討会にて大規模災害対応業務に関する出えんについても専門的に審議することとしたい。

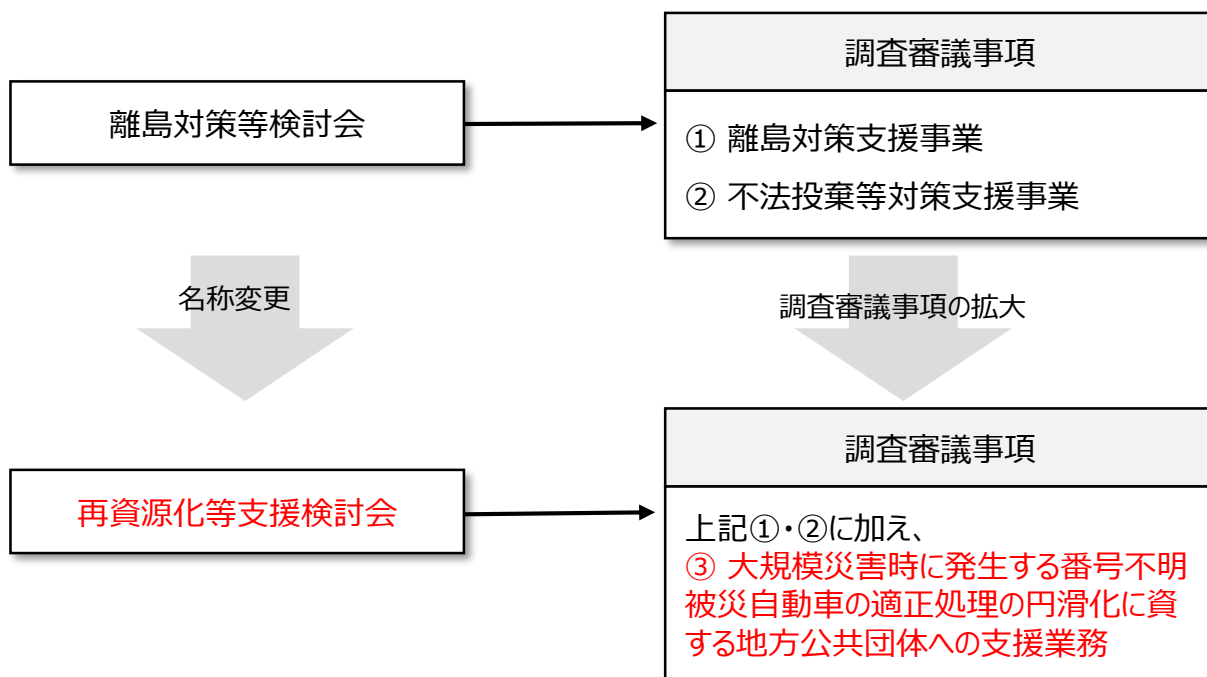
(1) 離島対策等検討会の位置づけ



資金管理業務規程の第28条（離島対策等検討会の設置）第1項にて、資金管理業務諮問委員会の下部組織として離島対策等検討会を設けると規定されている。

(2) 規程の変更の内容

- 近年、国内で発生する自然災害は大規模の傾向を強めており、甚大な被害をもたらす災害が発生してから対策を講ずるのでは手遅れになりかねない。そのため、資金管理業務諮問委員会の下部組織として再資源化支援部が行う特預金の出えんに関する業務を専門的に調査審議する検討会（現：離島対策等検討会）については、名称を「再資源化等支援検討会」に変更し、調査審議事項については、離島対策等に加え、大規模災害対応業務もその対象とすることとしたい。



資金管理業務規程

第28条（離島対策等検討会の設置）

- 1 資金管理業務諮問委員会の下部組織として離島対策等検討会を設ける。
- 2 離島対策等検討会は、再資源化支援部が行う法第106条第3号及び第4号に規定する地方公共団体への資金出えん等の業務に係る資金管理センターから再資源化支援部に対しての出えんに関して資金管理業務諮問委員会が行う調査審議にあたり、専門的な事項を調査審議する。
- 3 離島対策等検討会の委員は、離島対策等について専門的な知識を有する者のうちから、代表理事が任命する。

現
行

第29条（資金管理業務諮問委員会等の運営方法）

この規程に定めるもののほか、資金管理業務諮問委員会及び離島対策等検討会の運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

第36条（役員等の秘密保持義務）

評議員、役員、資金管理業務諮問委員、離島対策等検討会の委員若しくは資金管理業務に携わる職員又はこれらの職にあった者は、資金管理業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。



第28条（再資源化等支援検討会の設置）

- 1 資金管理業務諮問委員会の下部組織として再資源化等支援検討会を設ける。
- 2 再資源化等支援検討会は、再資源化支援部が行う次の業務に係る資金管理センターから再資源化支援部に対しての出えんに関して資金管理業務諮問委員会が行う調査審議にあたり、専門的な事項を調査審議する。
 - （1）法第106条第2号に規定する業務のうち、大規模災害時に発生する番号不明被災自動車の適正処理の円滑化に資する地方公共団体への支援業務
 - （2）法第106条第3号及び第4号に規定する地方公共団体への資金出えん等の業務
- 3 再資源化等支援検討会の委員は、前項各号の業務について専門的な知識を有する者のうちから、代表理事が任命する。

変
更
案

第29条（資金管理業務諮問委員会等の運営方法）

この規程に定めるもののほか、資金管理業務諮問委員会及び再資源化等支援検討会の運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

第36条（役員等の秘密保持義務）

評議員、役員、資金管理業務諮問委員、再資源化等支援検討会の委員若しくは資金管理業務に携わる職員又はこれらの職にあった者は、資金管理業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

参考：大規模災害と、関連する自治体への支援の概念整理

- ①番号不明被災自動車の預託対応による自治体支援は、引続き激甚災害の指定をメルクマールとする（表中の背景ハッチング部分）
- ②再資源化等支援検討会における議論は番号不明被災自動車への対応を中心に、審議結果の準用が可能な大規模災害を範囲とする（表中の点線囲い部分）

災害に適用 される法律 (メルクマール)	災害の規模	JARCによる支援	
		預託対応 (預託金補填)	事前の対策立案等(手 引書・事例集、被災推 計、研修等)
激甚災害法	大規模災害 (激甚災害含む)	○ (番号不明被災自動車 あり)	○
		× (番号不明被災自動車 無し)	○ (審議結果の準用)
災害救助法	大規模災害	×	○ (審議結果の準用)
	小～中規模 災害	×	-

参考：再資源化等業務規程の変更

再資源化等業務規程

現
行

第6章 離島対策等検討会

第17条（離島対策等検討会）

資金管理業務諮問委員会の下部組織として設置された離島対策等検討会において、再資源化支援部が行う法第106条第3号及び第4号に規定する地方公共団体への資金出えん等の業務に係る資金管理センターから再資源化支援部に対しての出えんに関して専門的な調査審議を行うに当たっては、再資源化支援部が事務局となり、以下の事項について資料の提供や説明を行う。

- (1) 地方公共団体への適正かつ公正な資金出えんの実施
- (2) 使用済自動車の引渡しにおける支障の除去又は生活環境保全上の支障の除去等の措置を行う
地方公共団体に対する協力の方法
- (3) その他業務の執行に必要な事項



変
更
案

第6章 再資源化等支援検討会

第17条（再資源化等支援検討会）

資金管理業務諮問委員会の下部組織として設置された再資源化等支援検討会において、再資源化支援部が行う次の各号の業務に係る資金管理センターから再資源化支援部に対しての出えんに関して専門的な調査審議を行い、この調査審議に当たっては、再資源化支援部が事務局となり、本条第2項の各号について資料の提供や説明を行う。

- (1) 法第106条第2号に規定する業務のうち、大規模災害時に発生する番号不明被災自動車の適正処理の円滑化に資する地方公共団体への支援業務
 - (2) 再資源化支援部が行う法第106条第3号及び第4号に規定する地方公共団体への資金出えん等の業務
- 2 前項の再資源化等支援検討会における調査審議に当たっては、再資源化支援部が事務局となり、以下の各号について資料の提供や説明を行う。
- (1) 大規模災害時に発生する、番号不明被災自動車の適正処理の円滑化に資する地方公共団体に対する支援の方法
 - (2) 地方公共団体への適正かつ公正な資金出えんの実施
 - (3) 使用済自動車の引渡しにおける支障の除去又は生活環境保全上の支障の除去等の措置を行う
地方公共団体に対する協力の方法
 - (4) その他業務の執行に必要な事項

7. リサイクル料金割引制度の開始時期について

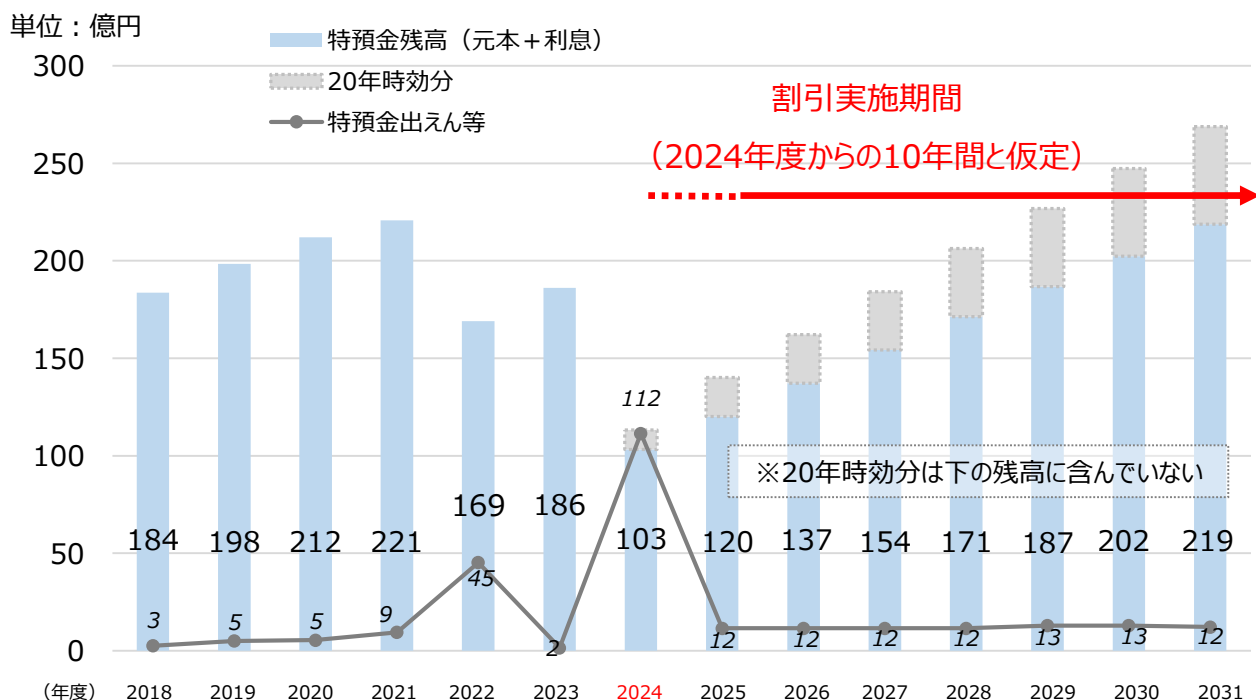
2019年9月10日に開催された第47回合同会議にて、リサイクル料金割引制度の開始時期が、当初予定されていた時期より延期される旨の報告があった。

(1) リサイクル料金割引制度の開始時期について

- 2017年9月19日に開催された第45回合同会議における報告では、環境配慮設計及び再生資源利用の進んだ自動車のリサイクル料金の割引制度開始の可否判断がなされる時期については、「**2019年度以降**」が予定されていた。
- 再生の対象となるプラスチックについては有害性があると認められる難燃剤（Deca-BDE）が含まれる。その基準値について、2019年5月のバーゼル条約COP14において討議が行われたが、最終的に当該基準値の決定には至らなかった。今後、当該基準値については、2021年のバーゼル条約COP15において議論される予定。
- 上記の状況の変化等を踏まえ、2019年9月10日に開催された第47回合同会議では、制度開始の可否判断がなされる時期については**当初の予定より2年程度延期**される旨の報告があった。

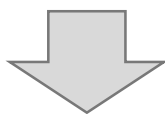
(2) 今後の特預金の実質残高の推移イメージ

- (1) を踏まえ、特預金の残高を管理する上でのリサイクル料金割引のために必要な資金総額を確保する時期については、従前の2022年度から2024年度に変更する。

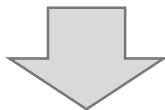


(3) 今後の流れ

現在、(公財)自動車リサイクル高度化財団等にてプラスチックリサイクルに関する実証事業が実施されており、再生プラスチックについての品質面及びコスト面における評価が実施されているところ。



今後、合同会議においては技術開発の状況が確認され、制度開始の可否が、毎回、判断される。



制度開始の決定がなされ、特預金をリサイクル料金の割引に充てることについて、資金管理業務諮問委員会における審議を経て理事会に諮り決議した場合は、自り法第98条の規定に基づき、JARCは両省に当該割引を実施することについての認可申請をする。